

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成18年2月2日（木）
- 2 監査の対象 水道事業所（総務課、配水課、浄水課）

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの間における高砂市水道事業会計及び工業用水道事業会計の財務に関する事務の執行が関係する法令、規則等に従い、適正かつ効率的に執行されているか、また企業会計原則に基づき、水道事業及び工業用水道事業の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼にして実施した。

4 監査の要領

実施にあたっては、あらかじめ高砂市水道事業所より各事業会計に係る関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成17年11月30日現在における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

水道事業会計は、平成16年1月の料金改定による効果もあり、16年度の収益的収支は黒字に転じたが、その後未収金が増嵩していることもあり、経営状況は依然として厳しいと言わざるをえない。財務に関する事務執行については、常に公営企業としての経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉の増進を図るとともに、経営の健全化に向け全職員が一体となって努力するよう望むものである。

また、工業用水道事業会計は、受益関係企業の負担による運営であるが、経営の合理化、効率化による経費の節減に努め、工業用水の安定供給に寄与することを期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成17年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。今後も不要な支出を抑え、経費の節減に努めるとともに、予算計上された歳入の確保に向けてなお一層努められたい。

(2) 収入事務について

水道料金について、収入状況及び滞納状況に関する資料により審査し、一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

今後も調定、徴収、現金取扱等の適正な事務執行に留意されたい。

滞納整理については、訪問徴収等を行い、努力のあとは見受けられるが、平成16年1月からの水道料金の値上げに伴い、滞納額が増加することも予想されるが、公平な負担を期するうえからも、厳正かつ効率的に取り組み、未収金の発生防止と早期回収に努めるよう望む。

ものである。

なお、公金の取扱いについては喚起を促したところであるが、出納員、会計員としての認識をもって事務処理に努められたい。

(3) 支出事務について

委託料、工事請負費、備品購入費並びに負担金補助及び交付金について、事業内容、執行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

前渡資金の取扱いについて、取扱状況及び差引簿により審査した結果、おおむね適正に処理されているが、一部精算時期の遅れたものが見受けられたので、適正な執行を徹底されたい。

(4) 契約事務について

委託料、工事請負費、備品購入費について、契約方法、履行状況等に関する資料により審査し、その一部を抽出して一件書類を確認し、担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、委託契約において1者随意契約されているものは、契約の相手、契約金額等に十分留意されたい。

(5) その他

時間外勤務時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取し、時間外勤務命令書兼報告書の一部を抽出して確認した結果、一部恒常的な時間外勤務が認められた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、極力均衡化を図るとともに時間外の縮減に努力されるよう要望する。